

1970年代以降の日本における産業跡地転用と地域形成—塩田跡地の転用を中心に—
(学位申請論文の要約)

大賀 健介

2022年12月8日

本論文の課題は、産業跡地がいかんにして発生し、地域においてどのように転用されるのかを、現代日本における塩田跡地を事例として具体的に明らかにすることである。

景気変動や技術革新によって産業構造の変化や企業の事業展開が促される一方で、新たな産業構造の下では利用されなくなる土地が発生する。本論文では、そのような土地の中でも、数10haのまとまった跡地を産業跡地と規定し、地域においてどのように転用されてきたのかを検討した。具体的には、新技術の登場に伴って1970年前後に廃止された塩田の跡地を取り上げた。塩田は、その立地や形状だけでなく、技術革新と政策介入によって全面的に廃止された点と、塩田跡地が地域の経済や物的景観を再形成する契機となった点で、格好の研究対象である。

序章では、諸分野の先行研究を検討し、本論文の分析視角を設定した。産業跡地に関しては多様な言及があるが、必ずしも体系的でないため、様々な先行研究から論点を整理した。衰退産業に関する先行研究から、産業跡地が私的企業や個人の事業転換・多角化に活用できる経営資源になるという視点を得た。都市計画論や地域経済論の視点からは、地方自治体や跡地周辺の経済主体など、地域内の多様な主体に着目する示唆が得られた。そして都市形成論からは、産業跡地を周辺の都市形成過程において位置づける視点を得た。以上から、産業跡地の発生と転用を、跡地周辺の都市形成過程とのかかわりにおいて、土地所有者・地方自治体・周辺地域の経済主体の動向から分析する視角を設定した。

第1章では、塩田跡地転用の歴史的前提を示すため、1960年代から70年代初頭における塩田製塩の全面的な廃止過程を検討した。塩田に代わるイオン交換膜法の開発を契機として、塩田製塩は日本専売公社の第四次塩業整備によって全面的に廃止される一方、塩田跡地の転用はそれぞれの所有者に任せられ、周辺地域の問題となった。

第2章から第4章では、それぞれ個別の塩田跡地転用の事例を取り上げて分析を加えた。第2章では、丸亀市における蓬萊塩田のゴルフ場や工場への転用について、塩田跡地を活用した旧塩田事業者の不動産業への転換と、瀬戸内海沿岸地域における工業開発競争を背景とした丸亀市の工業用地造成事業に着目して検討した。特に、整地工事が市によってなされた点に着目した。これにより、蓬萊塩田跡地の転用を、丸亀市における都市形成の展開に位置づけた。

第3章では、姫路市の八木塩田の住宅や工場への転用について、旧八木塩業組合員を含む土地所有者たちによる土地区画整理組合と、姫路市の都市計画行政、および跡地周辺の地元中小工場による土地取得に着目して検討した。土地区画整理組合の報告書や不動産登記、兵庫県発行の報告書等を利用して分析した結果、この塩田跡地の転用には、旧来の土地所有

者の資産保全だけでなく、市内の交通渋滞や土地利用の混乱等に対応する公共施設整備と土地利用の再編、そして地元中小工場の用地取得という多様な論理が反映されていたことが明らかとなった。

第4章では、倉敷市の元野崎浜の鉄道駅と駅前市街地への転用について、旧来の大土地所有者であるナイカイ塩業株式会社、瀬戸大橋建設に対応した地域振興を企図する倉敷市、および跡地周辺で事業を営む地元商店主に着目して検討した。ナイカイ塩業をはじめとする土地所有者と倉敷市によって市施行の土地区画整理事業が実施される一方で、周辺の既存市街地では元野崎浜跡地への進出を目指す商店主が存在し、土地を取得するものも現れたことを実証した。

なお最後に、補章において、塩田跡地の発生とは対照的な事例として、「構造不況」期における造船業の設備・土地処理政策を検討した。構造不況期の造船業で過剰設備処理が求められる中、自力で設備処理を行えない一部の経営悪化企業の設備と土地を買い上げる機関が法的に設立されたが、その制定過程では造船企業が倒産した場合の地域経済への影響が論点となっていたことが示された。

終章では、以上の検討を踏まえ、従前の土地所有が第四次塩業整備以降も継続し、塩田跡地が旧塩田事業者の事業転換・多角化に活用されたこと、その一方で地方自治体や跡地周辺の経済主体（地元中小工場主や商店主）の関与を経て土地所有構造が変化し、多様な主体の論理が跡地転用に反映されていったことを論じた。またこのような産業跡地転用の実態についての理解は、産業の発展に伴い都市が膨張していく局面だけでなく、地域内の産業が停滞した後の地域経済や都市形成を論じるうえでも有用であることを展望した。